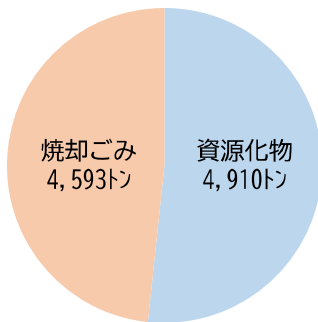


3 対応策（紙類の分別リサイクル）

【古紙リサイクルによる効果（目安）】

（例）条例対象事業所のうち
事務所から出た事業系ごみ

総量：9,503トン（R4年度）



焼却ごみとして出されている
リサイクル可能な紙類を分別すると...

新たに約2,500トンの
紙類の資源化が可能

再生トイレットペーパー（エコッパ）

約750万ロールに相当



※H28事業者別事業系ごみ組成調査結果に基づき算定
※再生トイレットペーパー750万ロールは、約30万人分の
1年間の使用量に相当（エコッパ130m/10-ルを月に
20-ル使用した場合）

紙類を分別すればごみを減量できる

焼却からリサイクルへ誘導

15

3 対応策（脱炭素型資源循環の推進）

（4）産業廃棄物の再生利用や減量につながる補助金事業

（北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金）

産業廃棄物の再生利用や減量に寄与する効果が大きいと認められるリサイクル設備の導入
やその前段階としての技術的検討及び市場・経済性等の調査研究（F S調査）に要する経費
の一部を補助

○ 補助の対象となる事業例

- ・ 産業廃棄物の再生利用率向上のための設備導入
- ・ 自社廃棄物の排出削減のための設備導入
- ・ 新しい設備を導入するための市場調査費用
- ・ 新しいリサイクル手法の研究費用



○ 補助率・補助金額・補助対象者

補助対象経費の区分	補助対象経費	補助率	補助金上限	補助対象
設備導入事業	構築物費、機械装置費、工具器具費など	1/2 以内	1,000 万円を上限	・ 排出事業者 ・ 産業廃棄物処理業者
F S調査事業	謝金、旅費、原材料費、外注加工費など	2/3 以内	200 万円を上限	・ 排出事業者 ・ 産業廃棄物処理業者 ・ 大学等

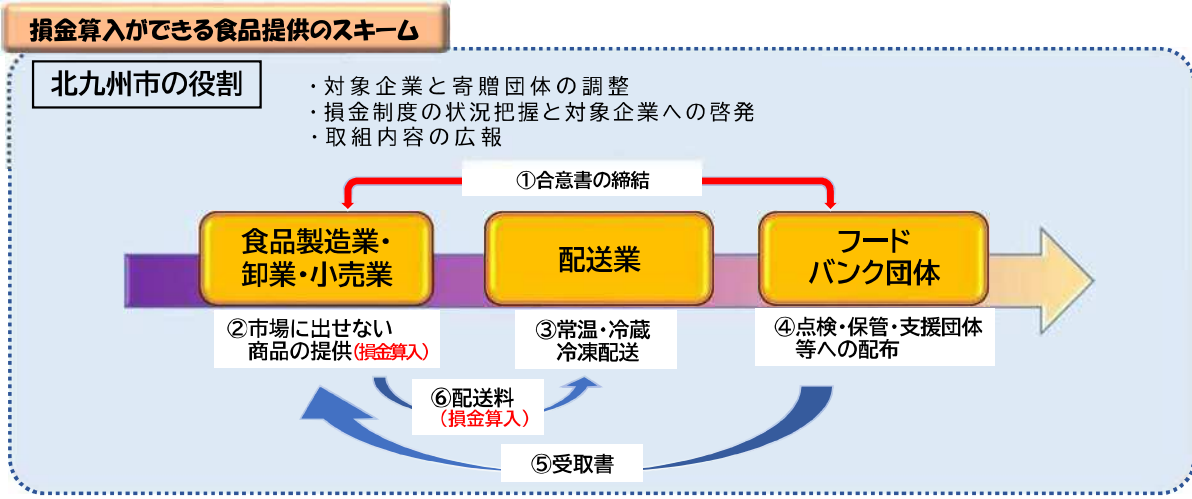
16

3 対応策②(食品ロス削減)

(1) 民間企業・フードバンク・行政が連携した食品ロス削減システムの構築

店頭に出せない食品を廃棄せずに法人税法上の優遇制度(※)を活用して、食品製造事業者、食品小売業者、配送業者、フードバンク活動団体と行政が連携して、食品を無駄にしないシステムを構築

※法人税法上の優遇制度
企業が、食品ロス削減を目的にフードバンク活動の実施団体に食品を寄贈した場合は、食品の時価や引取費用(配送費等)を損金処理(寄付控除)できる。(法人税法第22条第3項、第37条)



3 対応策(生ごみの分別リサイクル)

(2) 地域食品循環システムを構築

地域の外食産業や市の中央卸売市場などで発生した食品残渣由来の有機肥料を使って栽培した野菜等が地元で販売・消費する食品循環システムを企業等と連携して構築。
北九州市は、資源循環に取り組む企業や大学との協業を促すなど、食品環境システムの実現につながる取り組みを支援。

- 実施企業**
株式会社ウエルクリエイト
※資本金:45,000千円
※契約団体:市内30カ所
※受入量:6t/日
- 主な事業**
食品残渣等を活用した堆肥の製造及び食品処理機製造・リース事業
- 所在地**
若松区向洋町10-1

